

令和4年11月1日

理工学府、環境情報学府、都市イノベーション学府、先進実践学環に在籍する学生の皆様
理工学部、都市科学部に在籍する研究生の皆様
(2022年7月以降の入学者を除く)

副学長・研究推進機構長
輸出管理統括責任者
三宅 淳 巳

安全保障輸出管理に係る「誓約書」及び「外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び第2項の遵守のための特定類型該当性に関する誓約書」の提出について（通知）

本学では、輸出管理（※1）に係る業務を適切かつ円滑に実施することを目的に、「国立大学法人横浜国立大学安全保障輸出管理の運用について」を定め、本運用第2条により、理工学系の部局に所属する学生及び教職員は、技術の提供及び貨物の輸出について外為法等を遵守する旨の輸出管理に関する「誓約書」及び「みなし輸出」管理の明確化への対応として「外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び第2項の遵守のための特定類型該当性に関する誓約書」（※2）を最高責任者に提出しなければならないこととしております。

今回、理工学系の部局に在籍する学生の皆様に対し、下記のとおり誓約書等の提出を求めることとなりました。

つきましては、ご協力の程、よろしくお願いいたします。

記

（1）提出方法 Microsoft Forms による提出

（その1）（その2）の2通の送信が必要です。送信することで、誓約・提出したとみなします。

・（その1）安全保障輸出管理に係る誓約書

<https://forms.office.com/.....>

・（その2）「外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び第2項の遵守のための特定類型該当性に関する誓約書」

<https://forms.office.com/.....>

（2）提出期限 11月18日（金）

以上

安全保障輸出管理に関するご不明な点については、研究推進機構研究支援室の輸出管理マネージャーまでお問い合わせください。ご協力の程、よろしくお願いいたします。

- ※1 安全保障輸出管理は、我が国を含む国際的な平和及び安全を維持するために、武器や軍事転用可能な貨物や技術が、我が国の安全等を脅かすおそれのある国家やテロリスト等、懸念活動を行うおそれのある者に渡ることを防ぐために必要な取組であり、我が国では外国為替及び外国貿易法（外為法）に基づき輸出管理等を実施しています。
- ※2 我が国では、外為法に基づき、安全保障の観点から軍事転用可能な機微技術の提供について、①国境を超える技術提供（ボーダー）②国内外における居住者から非居住者に対する提供（「みなし輸出」管理）を管理しています。今回、②について非居住者だけではなく、居住者であっても非居住者の非常に強い影響をうける場合（特定類型）も非居住者への技術提供とみなして外為法の管理対象とすることが明確になりました。大学は、技術提供が特定類型への提供に該当しないか確認する必要があるため、教職員及び学生に対し、外為法を遵守する旨の誓約書と共に、特定類型該当性に関する誓約書の提出を求めることで状況を把握し、必要な許可申請手続きの要否を判断します。

<関連ウェブサイト>

研究推進機構安全保障輸出管理ページ

<https://www.ripo.ynu.ac.jp/researcher/start/security/>

経済産業省安全保障貿易管理ページ

<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/anpo07.html>

<添付資料>

資料1 国立大学法人横浜国立大学安全保障輸出管理の運用について（令和4年10月27日）

資料2 誓約書（別紙様式第11号の1）、外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び第2項の遵守のための特定類型該当性に関する誓約書（別紙様式第10号の1）、誓約書に関する補足

資料3 Pledge (Form11-1), Confirmation Letter (Form10-1), Appendix

（問い合わせ先）

研究推進機構研究支援室

輸出管理マネージャー 山之内

E-MAIL: anzen.hosho@ynu.ac.jp

電話：045-339-3193